

令和7年1月

長門市農業委員会総会議事録

長門市農業委員会

令和7年11月総会議事録

1 日 時 令和7年11月11日 (火) 午前9時30分

2 場 所 長門市役所4階会議室

3 付議事件

議 案

第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について (2件)

第2号 農用地利用集積等促進計画の策定について

(一括方式87件・二段階方式95件)

報告事項

1 土地現況証明報告 (非農地証明) (3件)

2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理したもの (合意解約)

(2件・二段階方式1件)

4 その他

・山口県農業会議による農業委員・農地利用最適化推進委員合同研修会

12月 9日 (火) 午後1時から 市役所4階会議室

・次回総会 12月 9日 (火) 研修会終了後 市役所4階会議室

・現地調査 11月26日 (水) 予定

4 出席委員 (18人: 議席順)

1番	岡藤 英雄	2番	村岡 清美	3番	岡島 史真
4番	西村 志おり	5番	大田 寛治	6番	河野 八千代
7番	中野 晴人	8番	山近 洋祐	9番	末永 恵子
10番	高林 司	11番	林 一志	12番	木村 友則
13番	名和田 栄治	14番	林 弘幸	16番	木村 正雄
17番	大汐 光晴	18番	深水 一男 (会長職務代理者)		
19番	大野 耕作 (会長)				

5 欠席委員 (1名)

15番 大田 裕美

6 農業委員会事務局職員

事務局長 角谷 隆士

事務局長補佐 坂倉 幸三

書記 秋本 佑美

7 会議の概要

議長 (会長) 挨拶	令和7年11月の総会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。 (挨拶)
議長	本日の付議事項は、議案2件、報告事項2件でございます。 慎重審議の上、決定をしていただきますようお願いをいたしまして、簡単ではございますが、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。 引き続きまして、10月の総会以降に出席をした行事等について、簡単にご報告をいたします。 (会議等の報告)
議長	それでは、ただ今から令和7年11月の総会を開会いたします。 在任する委員の総数は19名でございます。本日の出席委員は18名、欠席委員は1名でございます。 よって、在任委員の過半数が出席をされておりますので、長門市農業委員会会議規則第7条の規定により、本総会は成立をしております。 次に、議事録署名人の指名をさせていただきます。 2番、村岡清美委員、3番、岡島史真委員、よろしくお願いをいたします。 議事に入ります。 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。 事務局の説明を、お願いいたします。
事務局長 補佐	それでは、説明をいたします。1ページをご覧ください。 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、農地法第3条第1項の規定により、下記農地の申請があつたので審議を求める。 令和7年11月11日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。 番号1。 土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに畠、面積は221m ² 。 譲受人は、●●▲▲番地▲、●●さん。 譲渡人は、●●▲▲番地、●●さん。 権利の種類は、所有権の移転です。 理由としまして、譲受人は、譲渡人から申し出があり、これに応じることとした。譲渡人は、土地の後継者がいないことから、長年畠として利用している譲受人に譲り渡すこととした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び2ページをご覧ください。●●から南東へ約600mに位置する農地です。

また、3ページには公図を添付しております。

ここで、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1ページをご覧ください。

第1号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第5号の転貸禁止要件については、所有権移転の後、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第6号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いをいたします。

議長 引き続いて、当地区担当18番、深水委員、補足説明をお願いいたします。

18番 18番、深水です。

10月29日、大野会長、事務局と私で現地調査を行いました。

位置図の2ページ目にある所で、その海側の方がよく●●地区で●●のお墓になっている所でございます。

現地調査をしたところ、事務局からの説明のとおり、譲受人の●●さんがきれいに管理をされていて、何も問題はないと思います。

皆様のご審議のほど、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

議長 事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、ご質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議長 ご質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。

本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

議 長

(挙手多数)

挙手多数であります。

よって、本件は、許可することに決定をいたしました。

続きまして、番号 2 について事務局の説明を、お願ひいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明をいたします。

番号 2。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、面積は 661 m²、ほか 3 筆。

合計面積は、5,852 m²。

譲受人は、●●市●●町●●▲▲番地▲、●●▲の▲▲号、●●さん。

譲渡人は、●●区●●▲丁目▲番▲の▲▲号、●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

理由としまして、譲受人は、20 年前に●●県に I ターンし、農事組合法人でオペレータや農作業に従事した後、有機農業の知見を深めるため肥料会社に勤務しながら農業を継続してきた。子育てがひと段落し本格的に農業に専念するため、長門市の農地付き住宅を取得することとした。譲渡人は、遠方に居住しており、戻る予定もないことから、家屋及び農地を譲渡することとした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 4 ページをご覧ください。●●から南東へ約 1.7km に位置する農地です。

また、5 ページには公図を添付しております。

ここで、農地法第 3 条第 2 項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1 ページをご覧ください。

第 1 号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第 2 号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第 3 号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第 4 号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第 5 号の転貸禁止要件については、所有権移転の後、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第 6 号の地域調和要件ですが、申請者は有機農業を行う予定としていますが、農作業時期の調整や共同作業等、周辺農地へ配慮した営農を行うとのことであり、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

	以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。
	以上です。ご審議の程、よろしくお願ひをいたします。
議長	引き続いて、当地区担当4番、西村委員、補足説明をお願いいたします。
4番	4番、西村です。 10月29日、大野会長と事務局の方々、森本推進委員さんと私が現地の調査を行いました。 母屋も納屋もしっかりしていますし、田に関しましては今期まで別の方が耕作をされていたので、すぐにでも耕作を始められる状態で、何ら問題はないと思われます。 皆様のご審議のほど、よろしくお願ひをいたします。
議長	事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。 本件について、ご質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。
11番	はい。
議長	はい、どうぞ。
11番	11番、林です。 この田んぼなんんですけど、前耕作者の方から聞いた話ですが、何の連絡もなく突然このような話が来たと伺っています。 仲介されたのはどなたかは分かりませんが、地元の方も寝耳に水ということを聞いておりますので、そういうところをはっきりして後に遺恨が残らないようにしていただきたいのですが、どうなんでしょうか。
議長	事務局からお願ひをいたします。
事務局長補佐	はい、お答えいたします。 この案件につきましては、市の企画政策課が空き家バンクを利用してのやり取りということでしたが、田については利用権が設定されているようだということで私の方に話がきた時に、まず、耕作者の方としっかり話をされたうえで売買をしてくださいとお口添えはさせていただきました。 ただ、林委員がおっしゃるように現耕作者を置いたままで先に売買の話が進んでいたということは私も伺っておりますので、今後このようなことがないよう、企画政策課の方に対してこういった空き家バンクに付随した

農地に利用権設定のある場合については、事前に我々の方に確認をしていただいて、しっかりと調整をしたうえで売買をしていただきたいという事を申し添えさせていただいております。

11番 はい、分かりました。

議長 他にどなたかご質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

16番 はい。

議長 はい、どうぞ。

16番 16番、木村です。

こういう場合は、現耕作者との合意解約書を出してからでないと、書類上まずいことないですか。

利用権設定がこのまま継続していくということはないですか。

事務局長 はい、お答えいたします。

補佐 ここは、現耕作者の方と中間管理機構を通じての契約をしている状態ですけれども、売り手、買い手、それから現在の耕作者さんが話し合いをされた結果、この度の契約は本来でしたら令和9年まで耕作権が残っているのですが今回は解約をすることで、中間管理機構の方で解約の手続きをしていただいております。

16番 はい、分かりました。

議長 この件について、他にどなたかご質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議長 事務局からの答弁でご理解いただけたということで、ご質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。

本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議長 挙手多数であります。

よって、本件は、許可することに決定をいたしました。
続きまして、議案第2号、農用地利用集積等促進計画の策定について、
を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明をいたします。2ページをご覧ください。
議案第2号、農用地利用集積等促進計画の策定について。
農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農用地利用集積等促進計画を策定することについて、意見を求める。

令和7年11月11日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。
令和7年12月1日の公告となります。

まず、一括方式、従前の相対に相当する利用権設定です。

賃貸借ですが、三隅地区が、6件10筆の14,075m²。長門地区が、38件149筆の190,487m²。日置地区が、8件14筆の29,765m²。油谷地区が、15件36筆の68,370m²。

計が、67件209筆の302,697m²となります。

次に、使用貸借ですが、三隅地区が、6件7筆の13,217m²。長門地区が、6件9筆の9,399m²。日置地区が、1件1筆の228m²。油谷地区が、7件19筆の23,255m²。

計が、20件36筆の46,099m²となります。

全体で、三隅地区が、12件17筆の27,292m²。長門地区が、44件158筆の199,886m²。日置地区が、9件15筆の29,993m²。油谷地区が、22件55筆の91,625m²。

総計で、87件245筆の348,796m²となります。

詳細につきましては、3ページから13ページをご覧ください。

次に、14ページをご覧ください。二段階方式による利用権設定です。

賃貸借ですが、三隅地区が、5件12筆の12,990m²。長門地区が、22件60筆の92,362m²。日置地区が、12件45筆の57,629m²。油谷地区が、35件94筆の220,549m²。

計が、74件211筆の383,530m²となります。

次に、使用貸借ですが、三隅地区が、7件9筆の12,347m²。長門地区が、6件31筆の46,153m²。日置地区が、7件31筆の25,467m²。油谷地区が、1件4筆の4,777m²。

計が、21件75筆の88,744m²となります。

全体で、三隅地区が、12件21筆の25,337m²。長門地区が、28件91筆の138,515m²。日置地区が、19件76筆の83,096m²。油谷地区が、36件98筆の225,326m²。

総計が、95件286筆の472,274m²となります。

詳細につきましては、15 ページから 17-11 ページ、17-12 ページ及び 18 ページをご覧ください。

機構法第 18 条第 5 項に定めてあります、計画の内容が基本方針等に適合すること、農用地の全てを効率的に利用して耕作すること、耕作に必要な農作業に常時従事すること等の計画要件を満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願ひをいたします。

議長 議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、ご意見等、また、議案全体についてのご質問、ご意見等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

12 番 はい。

議長 はい、どうぞ。

12 番 12 番、木村でございます。

すごく細かいことなんんですけど確認をしたいのですが、議案の 9 ページの 64 番ですが、利用目的のところに飼料用米と設定されているのですが、これは水稻と書くのはいけないのでしょうか。

ここに飼料用米と書かれていることがたまにあって、ここでは飼料用米しか作れないのかという事になって、例えば水稻にしてしまえば飼料用米でも主食用米を植えても問題はないと思うのですが、見る度に毎回思うのですが、どうなんでしょうか。

議長 事務局から、お願ひをいたします。

事務局長 はい、お答えいたします。

補佐 こちらにつきましては、受付が農林水産課、それから各支所ということになっておりまして、ご本人様からのお申し出により受け付けるという事になっております。

木村委員さんがおっしゃったように書かれた方が、耕作者にとっては良いのではないかということで、ご意見があったという事は農林水産課、各支所にお伝えして、申請の際にお話するようにできたらなと思います。

12 番 お願いします。

議長 他にどなたか、議案全体でもご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

	(補足説明、質問、意見なし)
議長	ご質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。 本件に同意することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
	(挙手多数)
議長	挙手多数であります。 よって、本件は、同意することに決定をいたしました。 議事については、以上となります。 引き続きまして、報告事項に入ります。 報告事項1について、事務局の説明をお願いいたします。
事務局長	それでは、説明に入ります。19ページをご覧いただけたらと思います。 報告事項1、土地現況証明報告でございます。 番号1。 土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、登記地目は田、面積は118m ² 。 申請者は、●●市●●町●●▲▲番地▲、●●▲の▲▲号、●●さんです。 令和7年10月29日に、会長、西村委員、森本推進委員及び事務局とで現地を確認いたしました。 現地は道路となっており、農地としての再生利用が困難な状況であったことから、同日付けて非農地として証明しております。 ほか2件の、現況証明をしております。 報告事項1については、以上でございます。
議長	ただ今、事務局より報告事項1について説明がございましたが、よろしいでしょうか。
17番	はい。
議長	はい、どうぞ。
17番	17番、大汐です。 ちょっと教えてほしいのですが、現況証明で●●さんが申請者となっていますが、本日の第1号議案の2番で所有権の移転は本日許可ということになるんですが、この申請は譲渡人の●●さんの名前で出す方が良かった

のではないでしょうか。所有権が移転する前に、現況確認の申請をされているということになると思うのですが。

こういった案件は私の担当地区でも以前あったので、気になりました。

議長 事務局から、お願いをいたします。

事務局長 はい、お答えいたします。

補佐 大汐委員のおっしゃるとおりだと思います。今後はこのようなことにならないよう、しっかり確認をいたします。

議長 他にどなたかご質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議長 続きまして、報告事項2の説明をお願いいたします。

事務局長 それでは、説明をいたします。20ページをご覧いただけたらと思います。報告事項2、農地法第18条第6項の規定による通知を受理したもの。通常の利用権に係る合意解約でございます。

番号1。

通知者ですが、貸付人は、●●市●●町●●▲▲番地▲、●●さん。借受人は、●●▲▲番地、●●さん。

土地の所在は、大字●●字●●▲▲番▲、地目は田、面積は515m²。令和7年10月1日に、合意解約をしております。

ほか1件の、合意解約となります。

続きまして、21ページをご覧いただけたらと思います。

農地中間管理事業、二段階方式に係る合意解約でございます。

番号1。

貸付人は、●●市●●町●●▲▲番地▲、●●さん。

借受人は、●●市●●▲丁目▲番▲号、公益財団法人●●。

転借人は、●●▲▲番地、●●さん。

土地の所在は、大字●●字●●▲▲番▲、地目は田、面積は523m²、ほか1筆。

合計面積は、1,461m²。

令和7年10月1日に、合意解約をしております。

報告事項2につきましては、以上となります。

議長 ただいま、事務局より報告事項2について説明がございましたが、よろ

しいでしようか。

(質問、意見なし)

議 長

報告事項は、以上となります。

続きまして、事務連絡等がありましたらお願ひをいたします。

事務局長
補佐

それでは、事務連絡をいたします。

まず、次回の農業委員会定例総会は、令和7年12月9日、火曜日、15時20分頃から、長門市役所4階会議室で開催いたします。

なお、現地調査につきましては、11月26日、水曜日を予定しております。該当する委員の皆様には、後日、事務局から集合時間等連絡をいたしますので、ご立会のほど、よろしくお願ひをいたします。

続きまして、農業委員及び農地利用最適化推進委員合同研修会についてのお知らせです。令和7年12月9日、火曜日、13時から、長門市役所4階会議で開催いたします。一般社団法人山口県農業会議から講師をお招きしての研修会となりますので、ご参加をよろしくお願ひいたします。

事務連絡は、以上となります。

議 長

それでは、以上をもちまして、本日の総会を終了いたします。

お疲れ様でございました。

終了時間 午前10時21分

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに記名する。

令和7年11月11日

長門市農業委員会会長 大 野 耕 作

議事録署名委員 村 岡 清 美

議事録署名委員 岡 島 史 真